

山科区選挙管理委員会告示第4号

昭和51年10月4日山科区選挙管理委員会告示第5号（公職選挙法に基づいて行なう各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改正します。

平成26年10月30日

山科区選挙管理委員会  
委員長 稲本浩一

題名中「行なう」を「行う」に改める。

第7投票区の項中「四ノ宮新開畑の一部（21番地～24番地の区域を除く。）」を「四ノ宮新開畑の一部（18番地，19番地，21番地～25番地の区域を除く。）」に改める。

第15投票区の項中「栂辻東浦町」の右に「の一部（外環状線以西の区域）」を加え、「栂辻中在家町の一部（1番地～27番地の区域）」を「栂辻中在家町の一部（1番地～17番地の区域）」に改める。

第19投票区の項中「四ノ宮新開畑の一部（21番地～24番地の区域）」を「四ノ宮新開畑の一部（18番地，19番地，21番地～25番地の区域）」に改める。

第21投票区の項中「東野中井ノ上町」の右に「，栂辻東浦町の一部（外環状線以東の区域），栂辻中在家町の一部（18番地～27番地の区域）」を加える。

（山科区選挙管理委員会事務局）